

山形県業務管理体制の届出に関する手引き

(障害者総合支援法／児童福祉法)

令和3年4月

山形県健康福祉部障がい福祉課

障がい者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について

平成24年4月1日から、障がい者（児）施設・事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

なお、届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

1. 事業者が整備する業務管理体制

（障害者総合支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の26、第24条の19の2、第24条の38、障害者総合支援法施行規則第34条の28、第34条の62、児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9）

業務管理体制の内容			業務執行の状況の監査を定期的実施
		業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「 <u>法令遵守規程</u> 」）の整備	
	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の選任		
事業所等の数	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

※ 指定事業所等の数え方について

- 1) 指定事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所等と数えます。
事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問居宅介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は「2つ」と計上することになります。
- 2) 指定事業所等の数は、それぞれの法律ごとに数えます。例えば、同一事業者が障害者総合支援法に基づく事業所を15、児童福祉法に基づく事業所を10運営している場合は、合わせて25と計上するのではなく、上図の事業所等の数で「20未満」に相当する内容を、各法律ごとに届け出ることになります。また、同一事業者が障害者総合支援法に基づく事業所を25、児童福祉法に基づく事業所を15運営している場合は、障害者総合支援法に基づく届出は「20以上100未満」に相当する内容を、児童福祉法に基づく届出は「20未満」に相当する内容をそれぞれ届け出ることになります。

2. 届出書に記載すべき事項

(障害者総合支援法施行規則第 34 条の 28、第 34 条の 62、児童福祉法施行規則第 18 条の 38、第 25 条の 23 の 2 及び 25 条の 26 の 9)

届出事項	対象となる事業者
① 事業者の名称又は氏名 〃 主たる事務所の所在地 〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
② 「法令遵守責任者」(注 1) の氏名、生年月日	
③ 上記に加え、「法令遵守規程」(注 2) の概要(注 3)	事業所等の数が 20 以上 の事業者
④ 上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要(注 4)	事業所等の数が 100 以上 の事業者

(注 1) 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注 2) 業務が法令に適合することを確保するための規程

(注 3) 「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

なお、「法令遵守規程の概要」につきましても、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注 4) 「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあつては監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年 1 回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効果的かつ効果的に行うことが望まれます。

なお、「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましても、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

3. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

(障害者総合支援法第 51 条の 2、第 51 条の 31、児童福祉法第 21 条の 5 の 26、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38、障害者総合支援法施行規則第 34 条の 28、第 34 条の 62、児童福祉法施行規則第 18 条の 38、第 25 条の 23 の 2 及び 25 条の 26 の 9)

届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

区 分	届出先
① 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③ <u>すべての事業所が同一中核市内に所在する事業者</u>	<u>中核市</u>
④ ①から③以外の事業者	山形県 (各総合支庁)

※ 上記の分類方法に基づき、山形市に届出が必要な事業者は次のとおり。

- 1) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者（山形市内のみに事業所が所在するものに限る）
- 2) 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（山形市内のみに事業所が所在するものに限る）
- 3) 指定障害児通所支援事業者（山形市内のみに事業所が所在するものに限る）
- 4) 指定障害児入所施設の設置者（山形市内のみに事業所が所在するものに限る）
- 5) 指定障害児相談支援事業者（山形市内のみに事業所が所在するものに限る）

○ 届出書は 1 部郵送又は持参してください。

届出に関するお問い合わせについては、それぞれの届出先に電話又は F A X にてお願いします。

上記区分	
①	【厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の届出先】 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 TEL 03-5253-1111 (内線3009)
②	【市町村の届出先】 各市町村障がい福祉主管課 ※ 具体的な届出先は各市町村へお問い合わせください。
③	【中核市の届出先】 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 <u>山形市 福祉推進部 指導監査課</u> TEL 023-641-1212
④	【山形県の届出先】 別表のとおり

4. 届出に必要な様式等について

(障害者総合支援法第 51 条の 2、第 51 条の 31、児童福祉法第 21 条の 5 の 26、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38、障害者総合支援法施行規則第 34 条の 28、第 34 条の 62、児童福祉法施行規則第 18 条の 38、第 25 条の 23 の 2 及び 25 条の 26 の 9)

届出が必要となる事由	様式	記入要領 ・記入例
① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合		
障害者総合支援法第 51 条の 2 第 2 項、第 51 条の 31 第 2 項に基づく場合	第 1 号様式	記入要領 1
児童福祉法第 21 条の 5 の 26 第 2 項、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38 第 2 項に基づく場合	第 2 号様式	記入要領 1
② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合 注) <u>この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。</u> 例： 山形県のみで事業展開していた事業者が、新たに他県においても事業を開始した場合 届出先 山形県知事 → 厚生労働省本省に変更 ※ 双方に届出が必要		
障害者総合支援法第 51 条の 2 第 4 項、第 51 条の 31 第 4 項に基づく場合	第 1 号様式	記入要領 2
児童福祉法第 21 条の 5 の 26 第 4 項、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38 第 4 項に基づく場合	第 2 号様式	記入要領 2
② 届出事項に変更があった場合 <u>※ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。</u> ・ 事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・ 法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合		
障害者総合支援法第 51 条の 2 第 3 項、第 51 条の 31 第 3 項に基づく場合 ※ 上記①で届け出た内容に変更があった場合	第 3 号様式	記入要領 3
児童福祉法第 21 条の 5 の 26、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38 第 3 項に基づく場合 ※ 上記①で届け出た内容に変更があった場合	第 4 号様式	記入要領 3
事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。		

別 表

山形県における届出先について

法律	根拠条文	サービス種別	業務管理体制の届出先 (事業者(法人)所在地で決まります)	様式
障害者総合支援法	第51条の2	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型) 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助	① 他県に所在する事業者 → 県障がい福祉課 ② 上記①以外の事業者 → 法人の所在地を管轄する 総合支庁担当課	第1号
	第51条の31	特定相談支援 ※一般相談支援も併せて実施している事業者は一般相談支援の例による。	① 同一市町村内のみ事業所を設置する事業者 → 市町村 ② 上記①以外の事業者 → 法人の所在地を管轄する 総合支庁担当課	第1号
児童福祉法	第21条の5の26	障害児通所支援事業 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	① 他県に所在する事業者 → 県障がい福祉課 ② 上記①以外の事業者 → 法人の所在地を管轄する 総合支庁担当課	第2号
	第24条の19の2	障害児入所施設		
	第24条の38	障害児相談支援事業	① 同一市町村内のみ事業所を設置する事業者 → 市町村 ② 上記①以外の事業者 → 法人の所在地を管轄する 総合支庁担当課	第2号

※ 申請が受理された事業者については、後日登録番号を通知します。

【山形県：届出／問い合わせ先】

法人所在地	担当部署名	所在地	電話番号	FAX 番号
県外	県健康福祉部 障がい福祉課	〒990-8570 山形市松波 2-8-1	023- 630-2275	023- 630-2111
山形市	山形市福祉推進部 指導監査課	山形市旅籠町 2-3-25	023- 641-1212	023- 624-8892
寒河江市、上山市、 村山市、天童市、 東根市、尾花沢市、 山辺町、中山町、 河北町、西川町、 朝日町、大江町、 大石田町	村山総合支庁 保健福祉環境部 地域健康福祉課	〒990-0031 山形市十日町 1-6-6	023- 627-1148	023- 622-0191
新庄市、金山町、 最上町、舟形町、 真室川町、大蔵村、 鮭川村、戸沢村	最上総合支庁 保健福祉環境部	〒996-0002 新庄市金沢字 大道上 2034		
	地域保健福祉課 (障害者総合支援法)		0233- 29-1277	0233- 23-7635
	子ども家庭支援課 (児童福祉法)		0233- 29-1361	0233- 22-1311
米沢市、長井市、 南陽市、高畠町、 川西町、小国町、 白鷹町、飯豊町	置賜総合支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	0238- 26-6029	0238- 24-8155
鶴岡市、酒田市、 三川町、庄内町、 遊佐町	庄内総合支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒997-1392 東田川郡三川町 大字横山字袖東 19-1	0235- 66-5656	0235- 66-4053